留置管理業務補勤者等教養実施要領

平成26年7月4日 留管第623号 警察本部長

留置管理業務補勤者等教養実施要領の制定について(通達)

埼玉県警察被留置者の留置に関する細則(平成26年埼玉県警察本部訓令第35号)及び埼玉県 警察被留置者護送規程(平成13年埼玉県警察本部訓令第16号)に規定する看守補勤者及び護送 補勤者に係る教養を効果的かつ斉一的に実施するため、みだしの要領を別添のとおり制定し、 平成26年8月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められない。

なお、留置業務補勤者等教養実施要領(平成16年留管第531号)は、廃止する。

別添

留置管理業務補勤者等教養実施要領

第1 趣旨

被留置者の年間延べ人員は、平成16年をピークに年々減少傾向にあるものの、適正な留置管理業務を推進するためには、今後も看守業務の補助に従事する警察官(以下「看守補勤者」という。)及び護送業務の補助に従事する警察官(以下「護送補勤者」という。)並びに看守業務及び護送業務の補助に従事する女性の一般職員(以下「留置管理業務補助者」という。)(以下これらを「補勤者等」という。)を活用せざるを得ないのが実情である。

しかし、これまでの全国的な事故事例等をみると、必要十分な教養訓練を受けていない補 勤者等が関係する事故及び不適正事案が発生している現状がある。

そこで補勤者等に対する教養(以下「補勤者等教養」という。)の実施要領を定め、効果 的かつ斉一化された補勤者等教養を実施することにより、適正な留置管理業務の推進を図る こととしたものである。

第2 実施要領

(1) 教養責任者

補勤者等(交通部高速道路交通警察隊にあっては護送補勤者のみ。以下同じ。)教養の責任者は、総務部留置管理課長(以下「留置管理課長」という。)並びに警察署長、副署長(交通部高速道路交通警察隊副隊長を含む。)及び留置主任官(以下「警察署長等」という。)とする。

(2) 教養実施担当者

教養実施担当者は、留置管理業務に関し、豊富な知識及び経験を有する、原則として 巡査部長以上の階級にある警察官のうち、留置管理課長若しくは警察署長等が指定した もの又は埼玉県警察被留置者の留置に関する細則(平成26年埼玉県警察本部訓令第35 号)第17条の規定により留置業務指導員若しくは留置業務専務員として指定されている ものとする。

(3) 教養対象者

教養対象者は、補勤者等として運用する者のうち、補勤者等教養実施日から過去2年 以内に留置管理課長が実施する補勤者等教養又は警察署及び交通部高速道路交通警察隊 (以下「警察署等」という。)における補勤者等教養を受講していないものとする。た だし、補勤者等教養実施日から過去2年以内に埼玉県警察教養計画に基づく看守専科教 養を受講した者及び留置担当官として勤務した者は、当該教養対象者から除く。

(4) 教養種別及び教養内容

ア 補勤者等教養の種別及び内容は、次表のとおりとする。

イ 教養責任者は、前記アの教養対象者に応じて、留置管理業務の現状及び問題点を踏まえて、効果的な教養を実施すること。

(5) 教養時間

教養時間については、前記(4)アの教養基準に示す時間を確保することとするが、これは、補勤者等教養について必要最低限の時間を示したものであるので、教養効果等を勘案して調整すること。

(6) 教養方法

必ずしも教養対象者全員に対する集合教養という形にとらわれる必要はなく、工夫して段階的な教養に努めること。

(7) 教養実施時期

補勤者等の指定は定期人事異動に合わせて見直すので、補勤者等教養についても定期 人事異動後の適時に重点的に実施すること。

(8) 留置管理課長が実施する教養の積極的受講

留置管理課長が実施する補勤者等教養に職員を参加させることは、警察署等における 補勤者等教養の斉一化及び教養実施負担の軽減の見地からも効果的であるので、教養対 象者を積極的に受講させること。

なお、総務部留置管理課による派遣教養等についても可能な限り対応するので、連絡 調整すること。

第3 その他

(1) 補勤者等の指定に当たっての留意事項

定期人事異動後、速やかに補勤者等の指定を見直し、その結果を埼玉県警察情報管理システムによる被留置者管理業務実施要領(平成元年埼例規第5号・留管・情管)の規定に基づく補勤者ファイルへ登録すること。

なお、看守補勤者については、真に看守補勤者として運用できる者を指定すること。

(2) 教養状況の管理

警察署長及び交通部高速道路交通警察隊副隊長は警察署等で実施した補勤者等教養受講状況を前記(1)の補勤者ファイルで管理しておくこと。

(3) 教養実施状況の報告

警察署等において、補勤者等教養を実施した際は、実施状況について留置管理課長を 経て報告すること。

実施日

この通達は、平成26年8月1日から実施する。

実施日(平成28年3月30日留管第270号)

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

実施日(令和2年4月20日留管第316号)

この通達は、令和2年5月1日から実施する。

種別	内容
看守補勤者教養	看守補勤者教養(別表1)
護送補勤者教養	護送補勤者教養(別表2)
留置管理業務補助者教養	留置管理業務補助者教養(別表3)
留置管理業務補勤者教養(看守補勤者	留置管理業務補勤者教養(別表4)
教養及び護送補勤者教養を同一の機会	
に行うものをいう。)	

(第2関係) 別表 1

駮

羧

1111111

(1

小平

(安)

20

20

40

10

30

40

10

(火) 時間 別 30 20 洲 噩 総時 購業 10 10 20 10 30 20 10 10 10 ③差入 と留 ③戒具使用 通 ③逃走事案 (m)③傷病及び身体特徴の確認 ③被留置者金品出納簿 ⑥被留置者 8被留置 倒信書の発受 ⑤戒具の併用要 2問題被留置者 ③捜査。 ②被留置者の動静監視 ⑤被留置者の心理 44 の面 倒自殺及び急病事案への対応要領 癣 ②留置管理業務の流れ ②戒具使用上の一般的留意事項 ②就勤時の確認事項 ⑦被留置者面会 ⑤被留置者診療簿 ③面会 谷 2) ②弁護人等以外の者 ⑤被留置者の処遇 ③特別要注意者への対応要領 ④戒具の使用要領 ①問題被留置者及び特別要注意者の意義 \mathbb{K} ②領事機関への通報 ②被留置者出入簿 ④看守補勤者の心構え ①就勤時の引継ぎ及び確認事項 ②身体検査 ④信書の発受 置保護室収容簿 Ш 守勤務| 看守補勤者教養 厥 ④被留置者反則行為措置簿 到所持金品の確認及び領置 ①被留置者事故等の種別 ①留置管理業務の意義 ④新規留置 上の個別的留意事項 9看 ①弁護人等との面会 数 ①身柄等の引継ぎ 癣 ①戒具の種類 への対応要領 匨 れ及び宅下げ ①処遇の基本 ①被留置者名 癣 書発受後 の対応要領 戒具使用 起居動作 置の分離 111111 艸 新規留置時の身体検 被留置者事故等への 管理業務の基本 げ及び信書の取扱要 外国人被留置者への 問題被留置者及び特 くの対応 留置業務関係簿冊の M Ш 戒具の使用要領 差入れ、 看守勤務要領 雒 別要注意者 対応要領 対応要領 作成要領 赘 查要領 断会、 鮰 要領 羧 紐 逦 2 ಣ 9 4 5 ∞ 6 一歲 Ш 絮 留置管理業務 類 瞅

110

10

1

柵

10

180

10

別表2 (第2関係)

護送補勤者教養

	<□ ====================================	20	09	80
(分)	1	20	09	(分
時間	実習		50	総時間(分)
	講義	50	10	総
基 对 玉 孩	۲.) ال	①留置管理業務の意義 ②留置管理業務の流れ ③捜査と留置の分離 ④護送補勤者の心構え ⑤被留置者の心理	①護送勤務の概要 ②出発前の準備 ③手錠の施用要領 ④ 捕縄の結束要領 (護送用補助ロープを含む。) ⑤連行要領 ⑥車両護送要領 ⑦同行室における戒護要領 ⑧検事調べ護 送要領 ⑨診療護送要領 ⑩公判廷における戒護要領 ⑪護 送中の食事 ⑩護送中の用便 ⑬引当たり捜査に伴う護送要 領 ⑪逃走事案等への対応要領	
雅 短 細 目	1X //m	1 留置管理業務の基本	2 護送勤務要領	
紫 凉 田	χ Κ	留置管理業務一般	護送勤務	

別表3 (第2関係)

留置管理業務補助者教養

				•				
	₹ □		09		50		30	140
(分)	丰小	20	10	30	40	10	30	(4
時間	美習				20	10	50	· [(分)
	講義	20	10	30	20		10	総時間
4 核	X	①留置管理業務の意義 ②留置管理業務の流れ ③捜査と留置の分離 ④補助者の心構え ⑤被留置者の心理	①戒具の種類 ②戒具の使用要領	①被留置者事故等の種別 ②就勤時の確認事項 ③逃走事案 への対応要領 ④自殺及び急病事案への対応要領	①身柄等の引継ぎ ②身体検査 ③傷病及び身体特徴の確認 ④所持金の確認及び保管	①実施方法 ②留意事項	①護送勤務の概要 ②出発前の準備 ③手錠の施用要領 ④ 捕縄の結束要領 (護送用補助ロープを含む。) ⑤連行要領 ⑥車両護送要領 ⑦同行室における戒護要領 ⑧検事調べ護 送要領 ⑨診療護送要領 ⑩公判廷における戒護要領 ⑪護 送中の食事 ⑫護送中の用便 ⑬引当たり捜査に伴う護送要 領 ⑭逃走事案等への対応要領	
推 加 加	1X 型	1 留置管理業務の基本	2 戒具の使用要領	3 被留置者事故等への対応要領	4 新規留置時の身体検 査要領	5 入浴の立会監視要領	6 護送勤務要領	
据 河 用 口	17 女		留置管理業務一般 2		看守勤務		護送勤務	

別表4 (第2関係)

留置管理業務補勤者教養

					目抽	(长)	
数 弦 翠 田	~~~	教授細目	数 板 内	# #		157	
	H	留置管理業務の基本	①留置管理業務の意義 ②留置管理業務の流れ ③捜査と留置の公職 のは點まの、構み の地の四まの、4	開 20	Ж ЭШ	20	
留置管理業務一般	2	戒具の使用要領	種 名	10	30	40	02
	က	被留置者事故等への 対応要領	故等の種別 ②就勤時の確認事項 ③逃走事 倒自殺及び急病事案への対応要領	10		10	
	4	看守勤務要領	①就勤時の引継ぎ及び確認事項 ②被留置者の動静監視 ③ 起居動作 ④新規留置 ⑤被留置者の処遇	30		30	
	က	新規留置時の身体検 査要領	①身柄等の引継ぎ ②身体検査 ③傷病及び身体特徴の確認 ④所持金の確認及び領置	20	20	40	
	9	面会、差入れ、宅下 げ及び信書の取扱要 領	①弁護人等との面会 ②弁護人等以外の者との面会 ③差入 れ及び宅下げ ④信書の発受	10		10	
看守勤務。	2.	外国人被留置者への 対応要領	①処遇の基本 ②領事機関への通報 ③面会 ④信書の発受	10		10	110
	∞	問題被留置者及び特 別要注意者への対応 要領	①問題被留置者及び特別要注意者の意義 ②問題被留置者への対応要領 ③特別要注意者への対応要領	10		10	
	Ō	留置業務関係簿冊の作成要領	①被留置者名簿 ②被留置者出入簿 ③被留置者金品出納簿 ④被留置者反則行為措置簿 ⑤被留置者診療簿 ⑥被留置者 成我冒责者 一成是使用·留置保護室収容簿 ①被留置者面会簿 ⑧被留置者	10		10	
護送勤務	10	護送勤務要領	①護送勤務の概要 ②出発前の準備 ③手錠の施用要領 ④ 捕縄の結束要領 (護送用補助ロープを含む。) ⑤連行要領 ⑥車両護送要領 ⑦同行室における戒護要領 ⑧検事調べ護 送要領 ⑨診療護送要領 ⑩公判廷における戒護要領 ⑪護 送中の食事 ⑫護送中の用便 ⑬引当たり捜査に伴う護送要 領 ⑭逃走事案等への対応	10	50	09	09
				総時間	間 (分)		240